

提案する諸条例等の制定要旨

議案第68号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行し、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料を定めた国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第127条第1項が改正されるため、所要の改正をするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年12月2日と定めています。

議案第69号 南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が施行され、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準について所要の改正をするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第70号 南あわじ市国民宿舎条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、当該施設を普通財産とし、公募により選定された事業者へ土地の有償貸付及び建物の売却をすることで、民間活力を最大限に生かし、地域の活性化及び雇用の創出を図るべく、本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年4月1日と定めています。

